

7月1日(火)より 臨時福祉給付金の申請を開始します

消費税率の引上げに際し、所得の低い方への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者 平成26年1月1日において高浜市の住民基本台帳に記録されており、平成26年度分の市民税が課税されていない方(ただし、課税されている方の扶養家族となっている方や、生活保護の受給者である方など対象とならない方もいます。)

支給額 支給対象者1人につき1万円

※ただし、次の方は1人につき5,000円の加算があります。

- ・平成26年3月分の年金の受給権があり、平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける方
- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当および特別障害者手当の平成26年1月分の受給者

申請期間 7月1日(火)～9月30日(火) ※土・日曜日、祝日を除く。
(午前8時30分～午後5時15分)

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・本人確認書類
(運転免許証、住民基本台帳カードなど公的身分証明書などの提示または写しの提出)
- ・振込先がわかるもの(通帳やキャッシュカードの写し)

申請方法 対象となる可能性のある方には7月から順次申請書を送付します。

<①郵送で申請する場合>

申請書に必要な事項を記入のうえ、本人確認書類の写しと振込先がわかるものの写しを返信用封筒で郵送してください。

<②窓口で申請する場合>

申請書に必要な事項を記入のうえ、本人確認書類と振込先がわかるものを持って市役所地下教養室までお越しください。

※詳しくは問い合わせてください。

☆『臨時福祉給付金』をよそおった『振り込めサギ』や『個人情報のサギ』に注意してください。

『臨時福祉給付金』に関して

- ①市の職員がA T M(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作を依頼したり、給付の手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ②A T Mを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ③現時点で、市の職員が市民の皆さんの世帯構成や銀行口座番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。

☆自宅や職場などに市の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署に連絡してください。

問合せ先 ㊦臨時福祉給付金受付窓口 (㊦地域福祉グループ) ☎52-1447